

事 務 連 絡  
令和3年5月24日

荷主関係団体等 各位

近畿経済産業局産業部  
近畿運輸局自動車交通部

大雨等異常気象時における輸送の安全確保に向けたご理解とご協力のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の大雨等異常気象時（降雨時にあつては30mm/h以上、暴風時においては、20m/s以上又は大雨特別警報発表時）の対応については、トラック事業者による安全確保対策にとどまらず、荷主のご理解とご協力を得ながら、異常気象時における物流の安全確保のあり方について、関係省庁とも連携し取り組んでいく必要があります。

貨物運送にあたっては、荷主からの運送時間や運行経路等の指示に基づき運送する必要があり、大雨等異常気象時による突発的な道路状況の変化が生じた場合であっても、運行の中止や運送経路の変更等を行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・財産を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

**【要請事項】**

・大雨等異常気象時による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いいたします。

・大雨等異常気象時により、運送に支障を来すことが予め想定される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。